

教 総 第 2251 号  
令和2年(2020年)3月16日

各 道 立 学 校 長  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

学校職員に係る内国旅行に係る航空賃の取扱いについての一部改正について(通知)

学校職員に係る内国旅行に係る航空賃の取扱いについて(平成31年3月29日付け教給第1599号当職通知)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年(2020年)4月1日以後に出発する旅行から適用することとしたので通知します。

(総務政策局総務課給与制度グループ)

各 道 立 学 校 長  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様  
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

学校職員に係る内国旅行に係る航空賃の取扱いについて（通知）

北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。）第15条に規定する航空賃については、平成31年4月1日以後に出発する旅行から次のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、これに伴い、「内国旅行に係る航空賃の取扱いについて」（平成30年10月25日付け教給第871号当職通知）は廃止します。

記

1 航空賃の額について

条例第15条に規定する航空賃の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 旅客運賃

旅行者が現に支払った旅客運賃の額（座席に応じて旅客運賃の等級が区分されている便を利用する場合は、最下級の区分に係る旅客運賃の額を限度とする。）

(2) 旅客取扱施設利用料等

旅行者から旅客取扱施設利用料、国内線旅客サービス施設使用料、旅客施設使用料その他これに相当する料金（以下「旅客取扱施設利用料等」という。）を徴収する空港を利用する場合は、当該旅客取扱施設利用料等の額

(3) LCCを利用した場合の手数料等

LCC（Peach Aviation株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社をいう。以下同じ。）が運航する便を利用する場合は、旅行者が現に支払った座席指定料金、受託手荷物料金及び航空会社への支払手数料の合計額（LCC以外の航空会社が運航する便において無償で提供されているサービスの範囲内のものに限る。）

2 新千歳空港と羽田空港間の航空賃の額について

新千歳空港と羽田空港間において航空機を利用する場合の航空賃の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める範囲内の額とする。

(1) 通常期（3、7、8月以外） 30,160円

(2) 多客期（3、7、8月） 34,760円

3 航空賃の額の特例について

(1) 公務上の必要又はやむを得ない事情により、前2項に規定する航空賃の額では旅行が困難であると旅行命令権者が認めた場合にあつては、旅行者が現に支払った航空賃の額を支給する。

(2) 公務上の必要又はやむを得ない事情により、特別席料金（特定の座席を利用する場合に、旅客運賃とは別に支払う料金をいう。以下同じ。）を徴収する座席を利用する必要があると旅行命令権者が認めた場合にあつては、第1項に規定する航空賃の額のほか、旅行者が現に支払った当該特別席料金の額を航空賃として支給する。

(3) 前2号の規定により旅費を支給する場合、旅行者は、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を受ける際に、前2項に規定する航空賃の額では旅行が困難である事情の申出をすることとし、旅行命令権者は、当該事情を旅行命令簿兼旅費請求書（北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6。以下「規則」という。）別表第

2)の「命令変更等又は摘要」欄(旅行者内訳書(規則別表第2の別紙)を使用する場合は、旅行者内訳書の「備考」欄)に記載すること。

4 割引制度等の活用について

割引運賃等が設定されている便が運航されている区間を旅行する場合は、公務に支障のない範囲で割引運賃等の活用を図ることとする。

5 現に支払った航空賃の額が明らかでない場合の取扱いについて

旅行者が、往復の航空賃及び宿泊料金等が一体となった旅行代金(以下「パック旅行料金」という。)を支払い、現に支払った航空賃の額が明らかでない場合には、次に掲げる額から条例第18条に規定する旅行者の区分に応じた宿泊料の額及び航空賃以外の旅費で賄うべき経費の額を除いた額を航空賃として支給する。

ただし、旅行者が現に利用する便における普通運賃(割引運賃が設定されていない運賃をいい、全日本空輸株式会社においてはANA FLEX-Cの額とする。)の額に、旅客取扱施設利用料等の額を加えた額の範囲内の額とする。

(1) パック旅行料金に夕食及び朝食代金が含まれている場合

パック旅行料金の額

(2) パック旅行料金に朝食代金が含まれている場合

パック旅行料金に、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額の4分の3に相当する額(100円未満切上げ)を加えた額

(3) パック旅行料金に夕食代金が含まれている場合

パック旅行料金に、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額の4分の1に相当する額(100円未満切上げ)を加えた額

(4) パック旅行料金に、夕食及び朝食代金が含まれていない場合

パック旅行料金に、条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額を加えた額

6 旅費請求書に添付すべき書類について

規則別表第4中「3 条例第15条に規定する航空賃」に係る「その支払を証明するに足りる書類」は、次に掲げる書類とする。

(1) 職員の場合

現に支払った航空賃又はパック旅行料金に係る領収書(LCCが運航する便を利用した場合は、第1項各号の額の内訳が記載されたものに限る。以下同じ。)及びパック商品の場合は、パンフレット等当該旅行プランが確認できる書類。ただし、領収書がやむを得ず得られない場合は、領収書が得られない事情を記載した理由書及び航空賃が明示された請求書、納品書等。

(2) 職員以外の者に旅行を依頼する場合及び特別職非常勤職員に旅行を命令する場合

前号の書類。ただし、当該書類がやむを得ず得られない場合は、別紙様式による航空賃支払申出書。

7 旅行命令等が変更された場合の取扱い

旅行の出発前に旅行命令等を変更(取消しを含む。)され、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則第2条の2第1号に規定されるものについて、条例第3条第6項の規定に基づき、その者の損失となった金額を旅費として支給できるとされていることから、本通知において航空賃として旅費が支給できる金額はすべて対象とするものである。

(教育職員局給与課給与制度グループ)

(別紙様式)

航 空 賃 支 払 申 出 書

航 空 会 社 名	搭 乗 区 間	航空賃又はパック旅行料金

上記のとおり支払ったことを申し出ます。

年 月 日

住所

氏名

印